

# 宮古島市国民保護計画

---

## 資料編



# 目 次

1	関係機関の連絡先	1
	資料 1 - 1 関係機関の連絡先	1
2	国民保護協議会関係	8
	資料 2 - 1 宮古島市国民保護協議会条例	8
	資料 2 - 2 宮古島市国民保護協議会委員名簿	9
	資料 2 - 3 国民保護協議会の開催状況	10
3	国民保護対策本部関係	11
	資料 3 - 1 宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	11
4	安否情報及び被災情報関係	13
	資料 4 - 1 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安 否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令	13
	資料 4 - 2 火災・災害等即報要領	22
5	自衛隊関係	48
	資料 5 - 1 自衛隊の部隊等の国民保護等派遣	48
6	通信関係	49
	資料 6 - 1 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク	49
7	航空・海上・陸上交通等の概要	54
	資料 7 - 1 航空交通	54
	資料 7 - 2 海上交通	55
	資料 7 - 3 陸上交通	57
8	避難関係	59
	資料 8 - 1 避難施設の一覧	59



## 1 関係機関の連絡先

### 資料 1 - 1 関係機関の連絡先

【出典：沖縄県国民保護計画 資料編(平成 30 年 4 月)】

#### (1) 指定行政機関等

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房 総務課	千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	担当部署は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関2-1-2
金融庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関3-2-1
消費者庁	総務課	千代田区霞が関3-1-1
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2
法務省	大臣官房 秘書課	千代田区霞が関1-1-1
公安調査庁	総務部 総務課	千代田区霞が関1-1-1
外務省	総合外交政策局 人権人道課	千代田区霞が関2-2-1
財務省	大臣官房 総合政策課	千代田区霞が関3-1-1
国税庁	担当部署は財務省と同様	千代田区霞が関3-1-1
文部科学省	大臣官房 総務課	千代田区霞ヶ関3-2-2
スポーツ庁	担当部署は文部科学省と同様	千代田区霞ヶ関3-2-2
文化庁	担当部署は文部科学省と同様	千代田区霞ヶ関3-2-2
厚生労働省	大臣官房 厚生科学課	千代田区霞ヶ関1-2-2
農林水産省	大臣官房 文書課	千代田区霞ヶ関1-2-1
林野庁	担当部署は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
水産庁	担当部署は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
経済産業省	大臣官房 危機管理・災害対策室	千代田区霞ヶ関1-3-1
資源エネルギー庁	担当部署は経済産業省と同様	千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁	担当部署は経済産業省と同様	千代田区霞が関1-3-1
国土交通省	大臣官房 危機管理室	千代田区霞ヶ関2-1-3
観光庁	担当部署は国土交通省と同様	千代田区霞が関2-1-3
気象庁	総務部 企画課	千代田区大手町1-3-4
海上保安庁	総務部	千代田区霞が関2-1-3
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷1

名称	担当部署	所在地
環境省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関1-2-2
原子力規制委員会	原子力防災課	港区六本木1-9-9
防衛省	防衛政策局 運用政策課	新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁	担当部署は防衛省と同様	新宿区市谷本村町5-1

(2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

	名称	担当部署	所在地
1	沖縄総合事務局	総務部主任調査官室	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
2	九州管区警察局	広域調整第二課	福岡県福岡市博多区東公園7-7
3	沖縄防衛局	地方調整課	嘉手納町字嘉手納290-9
4	沖縄総合通信事務所	総務課	那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階
5	沖縄地区税関	総務課	那覇市壺川3-2-6 壺川ビル3階
6	九州厚生局沖縄事務所	総務課	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎
7	沖縄労働局	総務課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館
8	沖縄森林管理署	総務グループ	那覇市壺川3-2-6 壺川ビル3階
9	那覇産業保安監督事務所	管理課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館
10	大阪航空局 那覇空港事務所	総務課	那覇市安次嶺531-3
11	那覇航空交通管制部	総務課	那覇市鏡水334番地
12	沖縄气象台	総務課	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎
13	第十一管区海上保安本部	総務課	那覇市港町2-11-1
14	九州地方環境事務所那覇 自然環境事務所	総務課	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎
15	陸上自衛隊 第15旅団	第3部防衛班	那覇市鏡水679
16	海上自衛隊 沖縄基地隊	警備科	うるま市勝連平敷屋1920
17	海上自衛隊 佐世保地方総監部	防衛部第3幕僚室	長崎県佐世保市平瀬町18番地
18	航空自衛隊 南西航空方面隊	司令部防衛部運用課	那覇市字当間301
19	自衛隊沖縄地方協力本部	総務課	那覇市前島3-24-1

	名称	担当部署	所在地
20	自衛隊沖縄地方協力本部 宮古島出張所		宮古島市平良字下里1016 平良合同庁舎
21	自衛隊沖縄地方協力本部 石垣出張所		石垣市字登野城55-4 石垣合同庁舎

(3) 関係指定公共機関

	名称	担当部署	所在地
1	沖縄電力株式会社	防災室	浦添市牧港5-2-1
2	日本航空株式会社沖縄支店	企画総務課	那覇市山下町3-24
3	全日本空輸株式会社沖縄支店	総務課	那覇市久茂地1-7-1
4	日本トランスオーシャン航空株式会社	総務部	那覇市山下町3-24
5	琉球海運株式会社	管理部	那覇市西1-24-11
6	N T T 西日本株式会社沖縄支店	企画部総務担当	浦添市城間4-35-1
7	株式会社N T T ドコモ 九州支社沖縄支店	企画総務担当	那覇市壺川3-3-5
8	西日本高速道路株式会社 九州支社 沖縄高速道路事務所	統括課	浦添市西原4-41-1
9	日本銀行那覇支店	総務課	那覇市おもろまち1-2-1
10	日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課	那覇市与儀1-3-1 複合管理棟 5 F
11	日本郵便株式会社沖縄支社	経営管理本部 総務・人事部	那覇市東町26-29
12	日本放送協会沖縄放送局	企画編成部	那覇市おもろまち2-6-21

(4) 指定地方公共機関

	名称	担当部署	所在地
1	琉球エアークommューター株式会社	業務部	那覇市山下町3-1 高良ビル 4 F
2	久米商船株式会社	海務部	那覇市前島3-16-9
3	大東海運株式会社	総務課	那覇市前島3-25-5
4	合資会社多良間海運	総務課	宮古島市平良字下里108-11
5	八重山観光フェリー株式会社	総務部	石垣市美崎町1番地
6	有限会社安栄観光	船舶課	石垣市美崎町1番地
7	合資会社福山海運		与那国町85
8	一般社団法人沖縄県バス協会	業務課	那覇市泉崎1-2-28
9	公益社団法人沖縄県トラック協会	業務課	那覇市港町2-5-23
10	沖縄都市モノレール株式会社	総務課	那覇市安次嶺377-2

	名称	担当部署	所在地
11	一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会	総務課	那覇市泉崎2-103-4
12	沖縄セルラー電話株式会社	総務部 リスクマネジメント部	那覇市松山1-2-1
13	一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会	業務課	那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター
14	沖縄ガス株式会社	総務課	那覇市西3-13-2
15	一般社団法人沖縄県医師会	業務一課	南風原町字新川218-9
16	一般社団法人沖縄県歯科医師会	業務課	南風原町字新川218-1
17	一般社団法人沖縄県薬剤師会		南風原町字新川218-10
18	株式会社ラジオ沖縄	報道部	那覇市西1-4-8
19	沖縄テレビ放送株式会社	総務部	那覇市久茂地1-2-20
20	琉球朝日放送株式会社	総務部	那覇市久茂地2-3-1
21	琉球放送株式会社	総務部	那覇市久茂地2-3-1
22	株式会社エフエム沖縄	総務部	浦添市字小湾40

(5) 県の出先機関（各地方本部主要構成機関）

名称	担当部署	所在地	電話	F A X
東京事務所	総務企画課	東京都千代田区平河町 2-6-3	(03) 5212-9087	(03) 5212-9086
大阪事務所		大阪府大阪市北区梅田 1-1-3-2100	(06) 6344-6828	(06) 6346-1784
北部土木事務所	庶務班	名護市大南1-13-11	(0980) 53-1255	(0980) 53-5804
北部福祉事務所	総務班	名護市大中2-13-1	(0980) 52-2715	(0980) 52-7544
北部保健所	総務企画班	名護市大中2-13-1	(0980) 52-2714	(0980) 53-2505
北部農林水産振興センター	農業水産整備課	名護市大南1-13-11	(0980) 52-3766	(0980) 53-6835
名護県税事務所		名護市大南1-13-11	(0980) 52-2170	(0980) 54-0087
中部土木事務所	庶務班	沖縄市美原1-6-34	(098) 894-6510	(098) 937-2510
中部福祉事務所	総務企画班	沖縄市美原1-6-34	(098) 989-6603	(098) 938-9789
中部保健所	総務企画班	沖縄市美原1-6-34	(098) 938-9886	(098) 938-9779
中部農林土木事務所	計画用地班	沖縄市美原1-6-34	(098) 894-6525	(098) 937-2533
中部農業改良普及センター		沖縄市美原1-6-34	(098) 894-6521	(098) 937-2502
コザ県税事務所		沖縄市美原1-6-34	(098) 894-6500	(098) 937-2501
南部土木事務所	庶務班	那覇市旭町116-37	(098) 866-1129	(098) 866-6906
南部福祉事務所	総務班	南風原町字宮平212	(098) 889-6370	(098) 889-6366



名称	担当部署	所在地	電話	F A X
南部保健所	総務企画班	南風原町字宮平212	(098)889-6351	(098)888-1348
南部農林土木事務所	土地改良班	那覇市旭町116-37	(098)867-2770	(098)867-2978
南部農業改良普及センター		南風原町山川517	(098)889-3515	(098)835-6010
南部林業事務所		那覇市旭町116-37	(098)941-2583	(098)941-2953
那覇県税事務所		那覇市旭町116-37	(098)867-1066	(098)867-1146
宮古事務所	総務課	宮古島市平良字西里1125	(0980)72-2551	(0980)73-0096
宮古福祉事務所	総務係	宮古島市平良字東仲宗根476	(0980)72-3771	(0980)73-2131
宮古保健所	総務企画班	宮古島市平良字東仲宗根476	(0980)72-2420	(0980)72-8446
宮古農林水産振興センター	農林水産整備課	宮古島市字平良西里1125	(0980)72-2365	(0980)73-2314
宮古土木事務所	総務用地班	宮古島市平良字西里1125	(0980)72-2769	(0980)72-1438
八重山事務所	総務課	石垣市真栄里438-1	(0980)82-3040	(0980)82-3760
八重山福祉事務所	総務係	石垣市字真栄里438-1	(0980)82-2330	(0980)83-5949
八重山保健所	総務企画班	石垣市字真栄里438	(0980)82-3240	(0980)83-0474
八重山農林水産振興センター	農林水産整備課	石垣市字真栄里438-1	(0980)82-2342	(0980)83-3542
八重山土木事務所	総務用地班	石垣市字真栄里438-1	(0980)82-2217	(0980)82-1954

(6) 県教育機関、県警本部及び市町村代表

名称	担当部署	所在地	電話	F A X
沖縄県教育委員会		那覇市泉崎1-2-2	(098)866-2705	(098)866-2710
沖縄県警察本部	警備第二課	那覇市泉崎1-2-2	(098)862-0110	
沖縄県市長会	事務局	那覇市旭町116-37	(098)963-8616	(098)963-8621
沖縄県町村会	事務局	那覇市旭町116-37	(098)963-8651	

(7) 市町村機関

名称	担当部署	所在地	電話	F A X
那覇市	総務部市民防災室	那覇市泉崎1-1-1	(098)861-1102	(098)862-0614
宜野湾市	総務部市民防災室	宜野湾市字野嵩1-1-1	(098)892-3151	(098)892-7022
石垣市	総務部防災危機管理室	石垣市美崎町14	(0980)87-5533	(0980)83-1427
浦添市	総務部防災危機管理室	浦添市安波茶1-1-1	(098)876-1190	(098)879-0290

名称	担当部署	所在地	電話	F A X
名護市	総務部総務課	名護市港1-1-1	(0980) 53-1213	(0980) 53-6210
糸満市	総務部総務課	糸満市潮崎町1-1	(098) 840-8245	(098) 840-8112
沖縄市	総務部防災課	沖縄市仲宗根町26-1	(098) 939-7773	(098) 934-0665
豊見城市	総務部総務課	豊見城市字翁長854-1	(098) 850-8165	(098) 850-5343
うるま市	企画部防災基地 渉外課	うるま市みどり町 1-1-1	(098) 979-6760	(098) 979-7340
宮古島市	総務部防災危機 管理課	宮古島市平良字西里 186	(0980) 73-1961	(0980) 73-1645
南城市	総務部総務課	南城市玉城字富里143	(098) 948-7111	(098) 948-7149
国頭村	総務課	国頭村字辺土名121	(0980) 41-2101	(0980) 41-5910
大宜味村	総務課	大宜味村字兼久157	(0980) 44-3001	(0980) 44-3139
東村	総務財政課	東村字平良804	(0980) 43-2201	(0980) 43-2457
今帰仁村	総務課	今帰仁村字仲宗根219	(0980) 56-2101	(0980) 56-4270
本部町	総務課	本部町字東5	(0980) 47-2101	(0980) 47-4576
恩納村	総務課	恩納村字恩納2451	(098) 966-1200	(098) 966-2779
宜野座村	総務課	宜野座村字宜野座296	(098) 968-5111	(098) 968-5037
金武町	総務課	金武町字金武1	(098) 968-2111	(098) 968-2475
伊江村	総務課	伊江村字東江前38	(0980) 49-2001	(0980) 49-2003
読谷村	総務課	読谷村字座喜味2901	(098) 982-9201	(098) 982-9202
嘉手納町	総務課	嘉手納町字嘉手納588	(098) 956-1111	(098) 956-9508
北谷町	総務部総務課	北谷町字桑江226	(098) 936-1234	(098) 936-7474
北中城村	総務課	北中城村字喜舎場 426-2	(098) 935-2233	(098) 935-3488
中城村	総務課	中城村字当間176	(098) 895-2131	(098) 895-3048
西原町	生活環境安全課	西原町字与那城140-1	(098) 945-5018	(098) 946-6086
与那原町	生活環境安全課	与那原町字上与那原16	(098) 945-4688	(098) 946-6074
南風原町	総務部総務課	南風原町字兼城686	(098) 889-4415	(098) 889-7657
渡嘉敷村	総務課	渡嘉敷村字渡嘉敷183	(098) 987-2321	(098) 987-2560
座間味村	総務福祉課	座間味村字座間味109	(098) 987-2311	(098) 987-2004
粟国村	総務課	粟国村字東367	(098) 988-2016	(098) 988-2206
渡名喜村	総務課	渡名喜村1917-3	(098) 989-2002	(098) 989-2197
南大東村	総務課	南大東村字南144-1	(09802) 2-2001	(09802) 2-2669
北大東村	総務課	北大東村字中野218	(09802) 3-4001	(09802) 3-4406
伊平屋村	総務課	伊平屋村字我喜屋251	(0980) 46-2001	(0980) 46-2956

名称	担当部署	所在地	電話	F A X
伊是名村	総務課	伊是名村字仲田1203	(0980) 45-2001	(0980) 45-2467
久米島町	総務課	久米島町字比嘉2870	(098) 985-7121	(098) 985-7080
八重瀬町	総務課	八重瀬町村字東風平1188	(098) 998-2200	(098) 998-4745
多良間村	総務財政課	多良間村字仲筋99-2	(0980) 79-2619	(0980) 79-2660
竹富町	防災危機管理課	石垣市美崎町11-1	(0980) 82-6191	(0980) 82-6199
与那国町	総務財政課	与那国町字与那国129	(0980) 87-2241	(0980) 87-2079

(8) 消防機関

名称	担当部署	所在地	電話	F A X
那覇市消防局	警防課	那覇市銘刈2-3-8	(098) 867-0119	(098) 869-1190
宜野湾市消防本部	警防課	宜野湾市字野嵩677	(098) 892-2299	(098) 892-5300
石垣市消防本部	警防係	石垣市字真栄里668	(0980) 82-4050	(0980) 83-6698
浦添市消防本部	警防係	浦添市前田2-14-1	(098) 875-0119	(098) 988-0403
名護市消防本部	警防課	名護市大北3-31-50	(0980) 52-2121	(0980) 52-2442
糸満市消防本部	警備課	糸満市大里962	(098) 992-3661	(098) 992-2612
沖縄市消防本部	警防課	沖縄市美里5-29-1	(098) 929-1192	(098) 983-4588
豊見城市消防本部	警防課	豊見城市字高安339-1	(098) 850-3105	(098) 850-9563
うるま市消防本部	警防課	うるま市字大田44-1	(098) 973-4838	(098) 973-8313
宮古島市消防本部	警防課	宮古島市平良字下里1792-6	(0980) 72-0943	(0980) 73-1647
久米島町消防本部	警防課	久米島町字嘉手苺970	(098) 985-3281	(098) 985-3942
本部町今帰仁村消防組合消防本部	警防課	本部町字大浜850-3	(0980) 47-7119	(0980) 47-5357
島尻消防清掃組合消防本部	警防係	南城市玉城字屋嘉部194	(098) 948-1778	(098) 948-7169
東部消防組合消防本部	警防課	南風原町字与那覇226	(098) 945-2200	(098) 889-7601
中城北中城消防組合消防本部	警防課	北中城村字大城404	(098) 935-4748	(098) 935-3489
金武地区消防衛生組合消防本部	警防課	金武町字金武7745	(098) 968-2020	(098) 968-2429
国頭地区行政事務組合消防本部	警防課	国頭村字辺土名1727	(0980) 41-5100	(0980) 41-2915
比謝川行政事務組合ニライ消防本部	警防課	嘉手納町字屋良1220	(098) 956-9914	(098) 956-9944

## 2 国民保護協議会関係

### 資料 2 - 1 宮古島市国民保護協議会条例

○宮古島市国民保護協議会条例

平成 18 年 6 月 30 日

条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、宮古島市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故がある時は、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事 10 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱、又は任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2-2 宮古島市国民保護協議会委員名簿

	法定区分	機 関 名	職 名
◎	会 長	宮 古 島 市 長	
1	国民保護法第40条第4項第4号	宮 古 島 市	副 市 長
2	国民保護法第40条第4項第5号	宮 古 島 市 教 育 委 員 会	教 育 長
3	〃	宮 古 島 市 消 防 本 部	消 防 長
4	国民保護法第40条第4項第6号	宮 古 島 市	総 務 部 長
5	国民保護法第40条第4項第3号	沖 縄 県 立 宮 古 病 院	院 長
6	〃	宮 古 保 健 所	所 長
7	〃	宮 古 島 警 察 署	署 長
8	〃	沖 縄 県 宮 古 事 務 所	所 長
9	国民保護法第40条第4項第1号	宮 古 島 地 方 気 象 台	台 長
10	〃	宮 古 島 海 上 保 安 部	部 長
11	〃	沖 縄 総 合 事 務 局 平 良 港 湾 事 務 所	所 長
12	〃	大 阪 航 空 局 宮 古 空 港 航 空 路 監 視 レー ダー 事 務 所	所 長
13	国民保護法第40条第4項第2号	防 衛 省 航 空 自 衛 隊 宮 古 島 分 屯 基 地 第 5 3 警 戒 隊	副 隊 長
14	国民保護法第40条第4項第7号	宮 古 郵 便 局	局 長
15	〃	沖 縄 電 力 ( 株 ) 離 島 カ ン パ ニー 宮 古 支 店	支 店 長
16	〃	N T T ビ ジ ネ ス ソ ル ュー シ ョ ンズ 宮 古 営 業 所	所 長
17	〃	宮 古 地 区 医 師 会	会 長
18	国民保護法第40条第4項第8号	宮 古 島 市 社 会 福 祉 協 議 会	会 長
19	〃	宮 古 地 区 婦 人 連 合 会	会 長

資料 2-3 国民保護協議会の開催状況

年 月 日	内 容
平成 19 年 3 月 27 日	<p>第 1 回宮古島市国民保護協議会の開催 (議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護法等の概要について</li> <li>2 宮古島市国民保護協議会運営要綱(案)について</li> <li>3 宮古島市国民保護協議会傍聴要領(案)について</li> <li>4 宮古島市国民保護計画の作成について</li> <li>5 今後のスケジュールについて</li> </ol>
平成 19 年 4 月 18 日	<p>第 2 回宮古島市国民保護協議会の開催 (議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県事前協議修正案の報告について</li> <li>2 宮古島市国民保護計画(案)の審議について</li> <li>3 宮古島市国民保護計画(案)の承認について</li> </ol>
平成 30 年 8 月 29 日	<p>平成 30 年度 第 1 回宮古島市国民保護協議会 (議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長職務代理者の指名</li> <li>2 宮古島市国民保護計画(変更素案)について</li> </ol> <p>その他 宮古島市国民保護計画の変更に係る今後のスケジュールについて</p>
平成 30 年 10 月 2 日	<p>平成 30 年度 第 2 回宮古島市国民保護協議会 (議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 宮古島市国民保護計画(変更素案)の意見修正箇所 の審議・審査について</li> </ol>
平成 30 年 11 月 30 日	<p>平成 30 年度 第 3 回宮古島市国民保護協議会 (議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 宮古島市国民保護計画変更案の答申について</li> </ol>

### 3 国民保護対策本部関係

#### 資料3-1 宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

○宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年6月30日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

- 第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、宮古島市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 4 安否情報及び被災情報関係

### 資料4-1 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

平成17年3月28日  
総務省令第44号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、

当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）	第3条、第4条及び第5条
--	--------------

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

〔平成 25 年 5 月法律第 27 号〕（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）  
附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行する。〔後 略〕  
（経過措置）

第 2 条 〔一項略〕

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第 5 条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第 2 の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第 20 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第 30 条の 44 第 9 項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



## 安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日	申 請 者 住所（居所） 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 ※印の欄には記入しないでください。

## 安否情報回答書

殿	年 月 日  総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被          照          会          者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。



## (2) 被災情報関係

### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分  
沖 縄 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

## 資料4-2 火災・災害等即報要領

### 火災・災害等即報要領

〔昭和 59 年 10 月 15 日〕  
〔消防災第 267 号消防庁長官〕

〔最終 平成 29 年 2 月 7 日〕  
〔改正 消 防 応 第 1 1〕

#### 第 1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

##### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

##### 3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

###### イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められた

ものについては、この限りではない。

## (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場

合を含む。)等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

**2 救急・救助事故即報**

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

#### 1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。



- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

## 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

### 1 第1号様式（火災）

#### (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

#### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

#### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

#### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

#### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予

防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) 罹災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※特定の事故を除く。

災害種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 )	( 月 日 時 分 )	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分 )	( 月 日 時 分 )	( 月 日 時 分 )
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症 中等症 軽症	人 人 人			
建物の概要	構造			建築面積	m <sup>2</sup>	
	階層			延べ面積	m <sup>2</sup>	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m <sup>2</sup>	
		半焼棟			建物焼損表面積 m <sup>2</sup>	
		部分焼ぼや棟			林野焼損面積 a	
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署)			台	人	
	消防団			台	人	
	その他 (消防防災ヘリコプター等)			台・機	人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

### (11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事項
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	( 月 日 時 分 )
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス			物質名
	5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ( )			
施設の概要	危険物施設 の区分			
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等	人 ( 人)
			重症	人 ( 人)
			中等症	人 ( 人)
			軽症	人 ( 人)
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 使用停止命令	月 日 時 分	月 日 時 分	
		出場機関	出場人員	出場資機材
		事 自衛防災組織	人	
		業 共同防災組織	人	
		所 その他	人	
		消防本部 (署)	台	人
		消 防 団	台	人
		消防防災ヘリコプター	機	人
		海上保安庁	人	
		自 衛 隊	人	
そ の 他	人			
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

### 3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）  
不審物（爆発物）の有無  
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 )	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 ( 人 )	
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽症 人 ( 人 )	
	不明 人		
救助活動の要否			
要援護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等の欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



＜災害即報＞

#### 4 第4号様式

##### (1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

##### ア 災害の概況

###### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

###### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

##### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

##### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)				(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）



(3) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。



## 火災等即報

次の火災及び事故については、第1号様式又は第2号様式を用いて報告をすること。

一般基準	
① 死者が3人以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	
建物火災	①特定防火対象物で死者の発生した火災 ②高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ④特定違反對象物の火災 ⑤建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ⑥他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ⑦損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	①焼損面積10ヘクタール以上と推定される火災 ②空中消火を要請又は実施した火災 ③住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	①航空機火災 ②タンカー火災 ③社会的影響度が高い船舶火災 ④トンネル内車両火災 ⑤列車火災
その他	①特殊な原因による火災 ②特殊な態様の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	①危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ②危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③特定事業所内の火災（①以外のもの）
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故 （石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が5名以上発生したもの ③周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤海上、河川への危険物流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故
原子力災害等	①原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ②放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故	
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

救急・救助事故・武力攻撃災害等即報
-------------------

次の事故等については、第3号様式にて報告をすること。

救急救助事故
①死者5人以上の救急事故 ②死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ③要救助者が5人以上の救助事故 ④覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ⑤消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦自衛隊に災害派遣を要請したもの ⑧その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
武力攻撃災害等
①武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ②武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）



災害即報

次に該当する災害については、第4号様式（その1）又は第4号様式（その2）にて報告すること。なお、管内の市区町村において、避難指示（緊急）、避難勧告又は避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

一般基準	
①災害救助法の適用基準に合致するもの ②都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ③災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等） 津波に関する特別警報（大津波警報） 火山に関する特別警報（噴火警報（居住地域）） 地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上） ⑤自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準（一般基準に該当しないもの）	
地震	①震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） ②人的被害又は住家被害を生じたもの
津波	①津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ②人的被害又は住家被害を生じたもの
風水害	①崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ②洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	①積雪、雪崩等より、人的被害又は住家被害を生じたもの ②積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
火山災害	①噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（噴火警報（居住地域）については、特別警報に該当） ②火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

※特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報（火口周辺）が発表された場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

火災等直接即報

次に該当する災害については、市町村は、第1号様式又は第2号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
交通機関の火災	①航空機火災 ②タンカー火災 ③社会的影響度が高い船舶火災 ④トンネル内車両火災 ⑤列車火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	①危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ②危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が5名以上発生したもの ③危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	①原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ②放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）	

救急・救助事故・武力攻撃災害等直接即報

次の事故等については、市町村は第3号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

救急救助事故
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ①列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ②バスの転落等による救急・救助事故 ③ハイジャックによる救急・救助事故 ④映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤上記①から④に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害等
①武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ②武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

災害直接即報

次の災害については、市町村は第4号様式（その1）又は第4号様式（その2）にて、消防庁に直接報告をすること。

地震	区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

## 5 自衛隊関係

### 資料5-1 自衛隊の部隊等の国民保護等派遣

【出典：沖縄県国民保護計画 資料編(平成30年4月)】

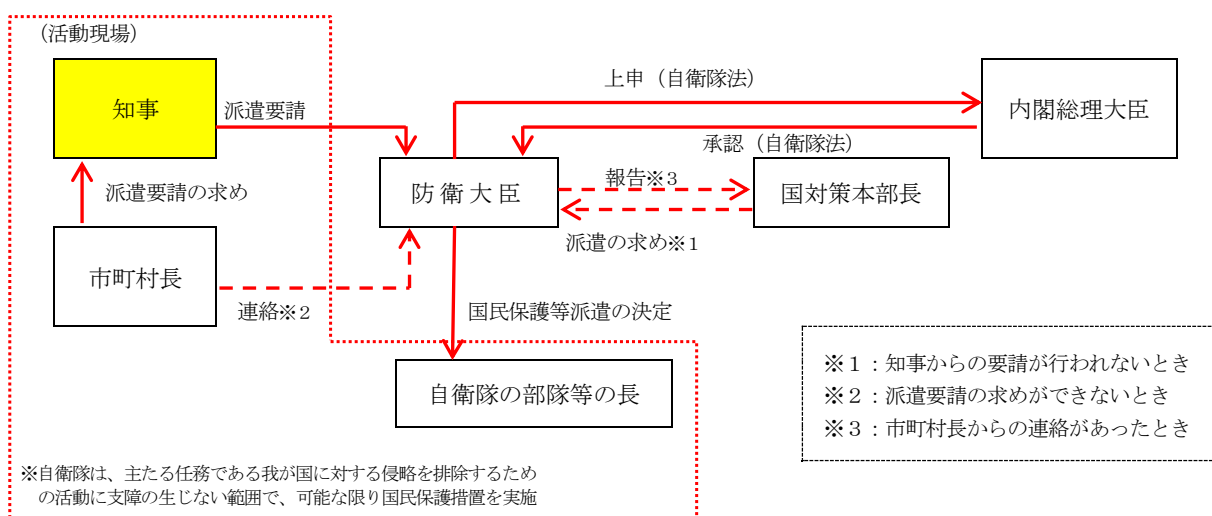
#### (1) 武力攻撃事態等において沖縄県との連絡調整を担当する部隊等の長

区分	部隊等の長名及び窓口	所在地	連絡先
陸上自衛隊	西部方面總監 (総務部)	熊本市東町 1-1-1	(096) 368-5111 内線 2862 (当直 2391)
海上自衛隊	佐世保地方總監 (防衛部)	佐世保市平瀬町 18	(0956) 23-7111 内線 3225 (当直 3222)
航空自衛隊	南西航空方面隊司令官 (防衛部)	那覇市字当間 301	(098) 857-1191 内線 2236 (当直 2204)

#### (2) 国民保護等派遣要請の手続

県	知事は、国民保護等派遣の要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行い、事後において速やかに、文書を提出する。
市町村	1 市町村長は、国民保護措置のため、特に必要があるときは、知事に対して国民保護等派遣の要請の求めを行う。 2 市町村長は、知事へ国民保護等派遣の要請の求めができないときは、防衛大臣へ連絡する。
<b>【国民保護等派遣の要請に際して明らかにすべき事項】</b> 1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	

#### (3) 自衛隊の国民保護等派遣の要請の流れ



## 6 通信関係

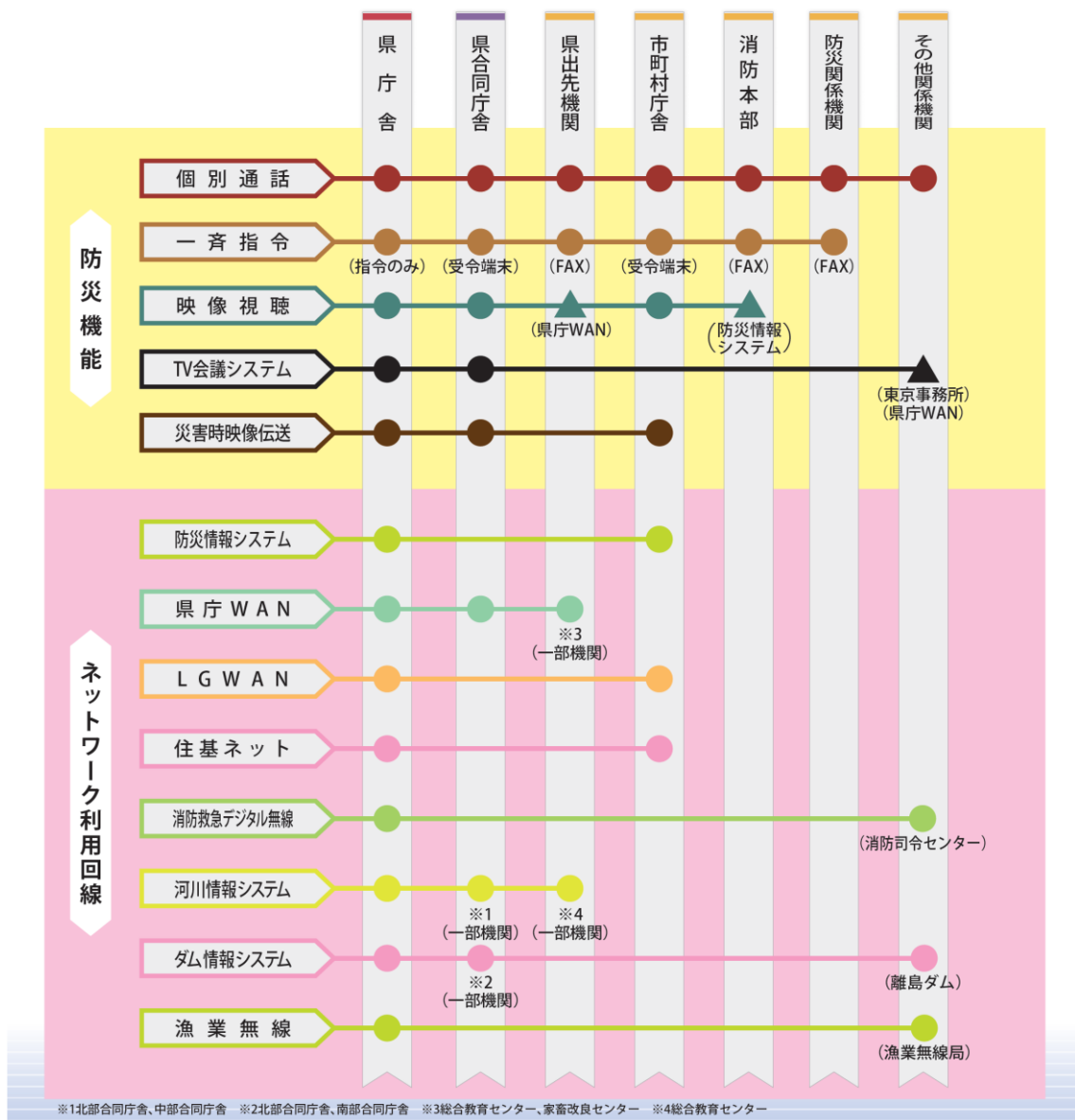
### 資料6-1 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク

【出典：沖縄県国民保護計画 資料編(平成30年4月)】

# ネットワークの概要

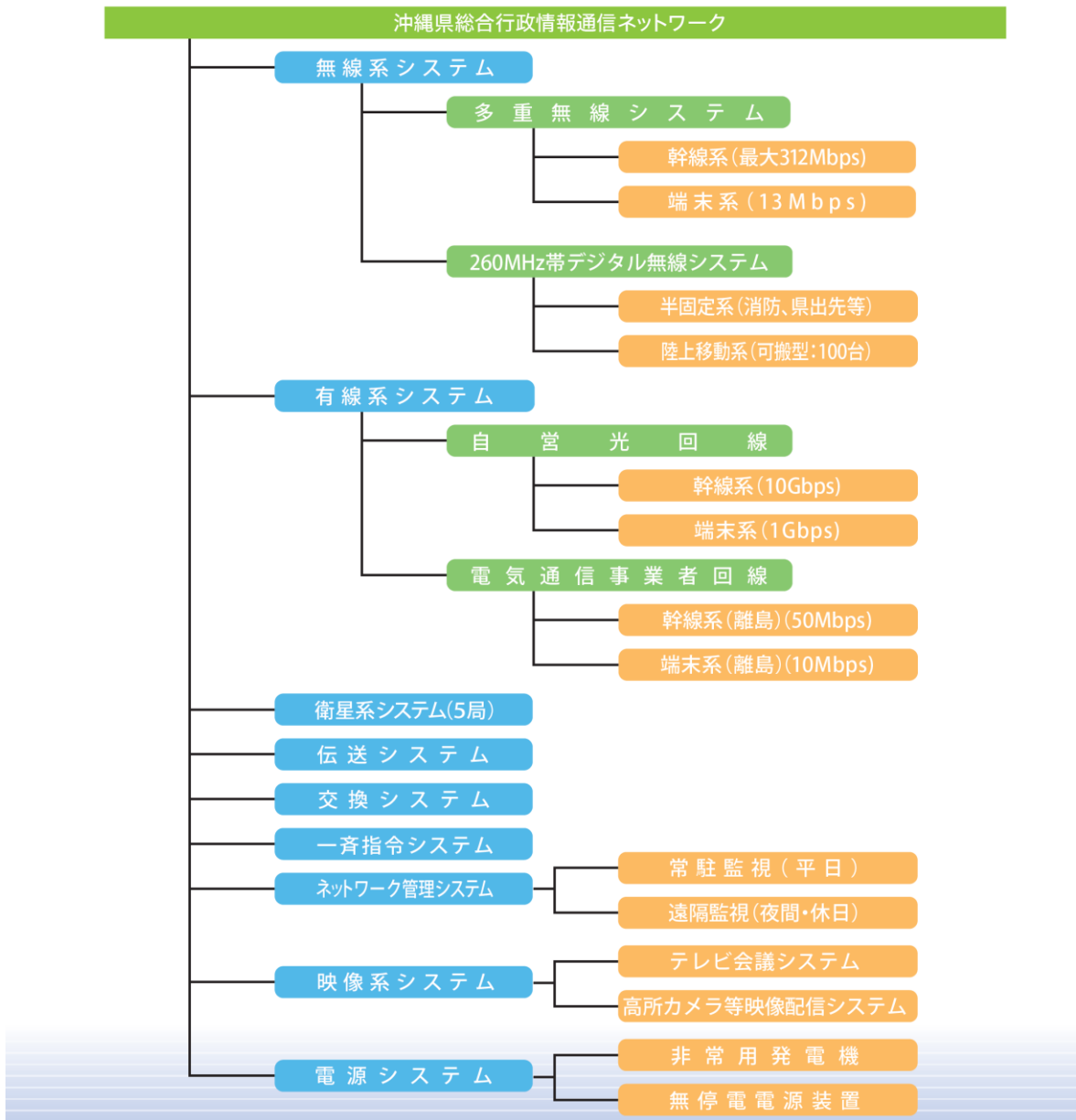
- ・「沖縄県総合行政情報通信ネットワーク」は、災害発生時における防災対策等を円滑に実施するための通信手段として構築した「都道府県防災行政無線」です。
- ・無線系、有線系、衛星系システムが県(出先機関も含む。)と市町村、消防本部、気象台などの防災関係機関を結んでいます。
- ・平常時においては、各種行政情報システムの伝送路として、有効利用を図っております。(住基ネット、LGWAN等)

### ■ネットワークの機能

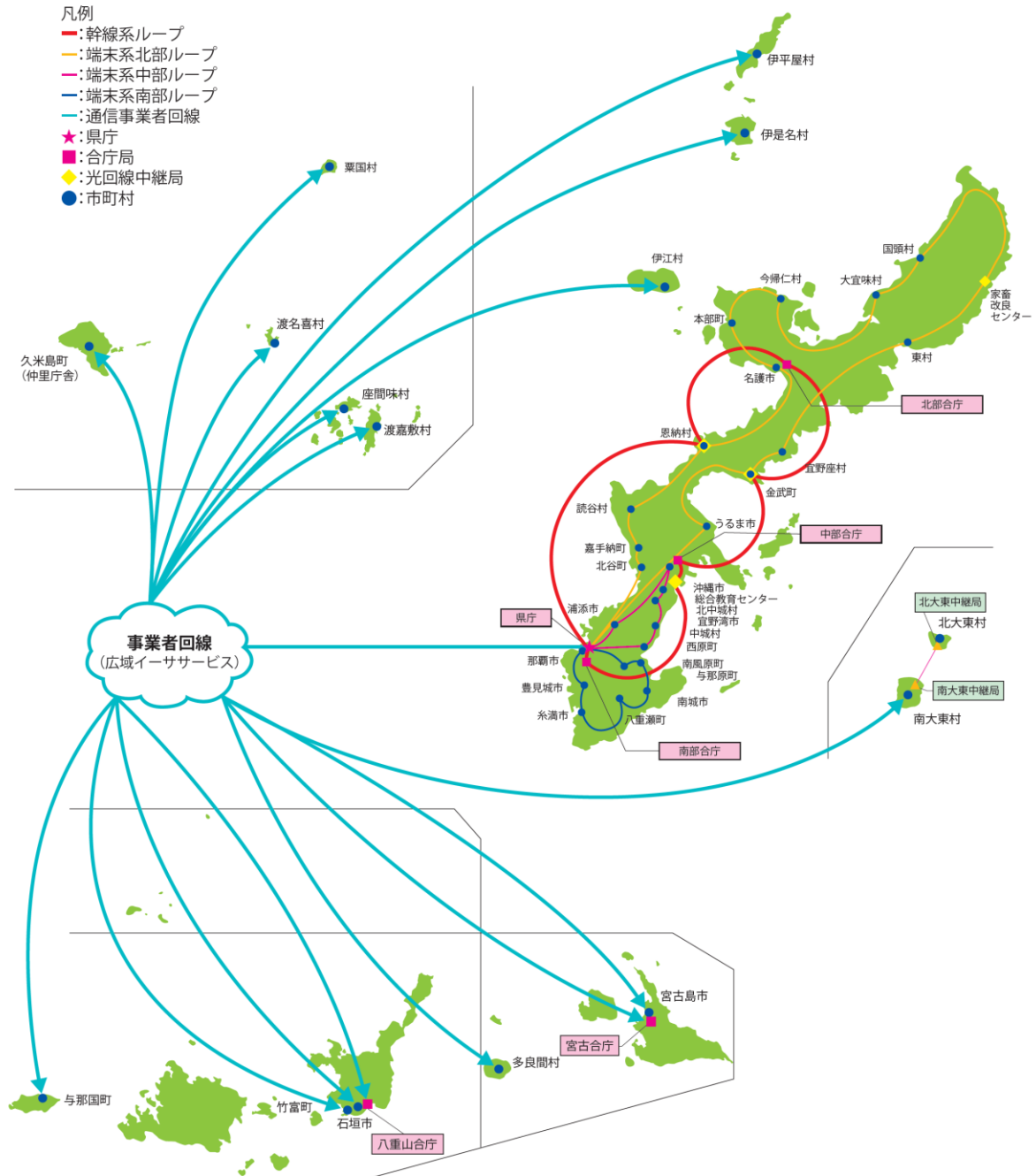


個別通話	ネットワーク接続機関同士の内線電話・FAX。独自回線なので災害時でも利用可能です。さらに、衛星回線により他県との通話も可能となっています。
一斉指令	気象台からの気象情報、県からの災害情報等の一斉配信を行います。
非常用電源	庁舎用発電機またはネットワーク専用発電機により停電時も電源を確保します。
行政情報システムの伝送	県のイントラネット、LGWAN、住基ネット、消防救急無線等システムの伝送路として活用します。
映像システム	高所カメラや沖縄総合事務局の道路・河川監視カメラ映像等の配信を行います。
高所カメラ	県庁、合庁、中継局に高所カメラを12箇所整備し、カメラのライブ映像が市町村・消防本部・県出先機関にて閲覧可能です。

## ■システム系統図

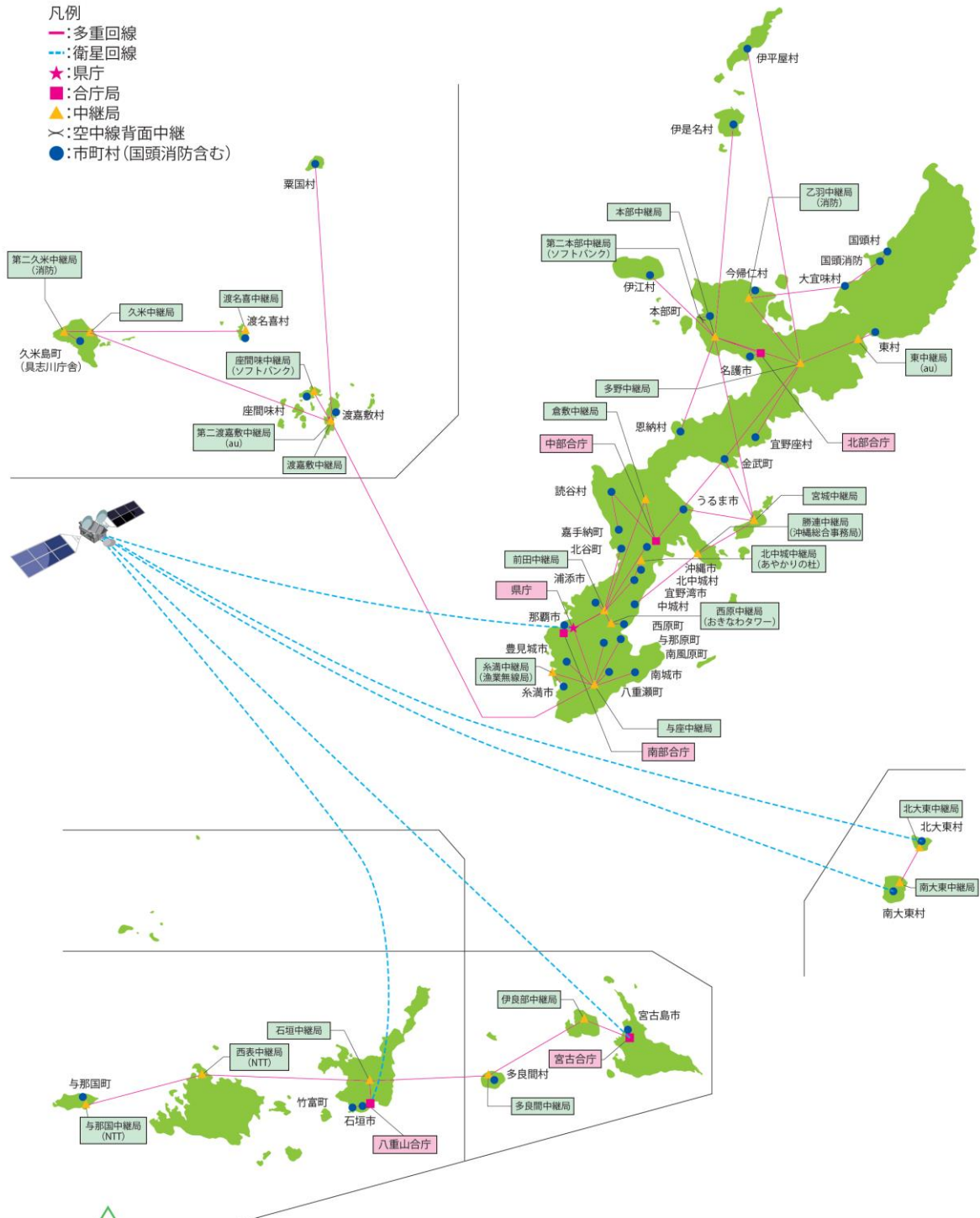


## 有線回線ネットワーク



- ・国道等に埋設されている光ケーブルを利用し、本島内では関係機関が自営光回線により接続されています。
- ・幹線として、県庁と本島の県合同庁舎が10Gbpsのループ回線で接続されています。
- ・本島内市町村を北部、中部、南部の3つのグループに分け、1Gbpsのループ回線で接続されています。
- ・光回線をループ状に接続することで、有線回線の2ルート化が行われています。
- ・離島市町村とは通信事業者の広域イーサネットサービスを利用し、10Mbpsのループ回線で接続されています。

## 無線回線ネットワーク



- ・県内各地の中継局経由により、各合同庁舎が多重無線で接続されています。
- ・県内各地の中継局経由により、県庁と市町村が多重無線で接続されています(13Mbps)。
- ・県庁と宮古合庁、八重山合庁、南大東村及び北大東村は、衛星回線により接続されています。



## 可搬型無線機

可搬型無線機(260MHz)は、リュックに収納できるため、担いで利用することが可能です。



## 260MHz帯無線の通信エリア



- ・県内各地に260MHz帯デジタル無線の基地局を設置しています。
- ・病院や保健所などの県出先機関、消防本部、防災関係機関は半固定型無線機によって接続されています。
- ・可搬型無線機を用いて、県内全域において移動しながら通話をすることができ、災害現場での情報収集と、適切な指示・伝達に威力を発揮します。

## 7 航空・海上・陸上交通等の概要

### 資料7-1 航空交通

【出典：沖縄県国民保護計画 資料編(平成30年4月)】

#### (1) 空港施設概況

平成28年12月26日現在

空港名	設置管理者	指定年月日	施設区分								備考	
			着陸帯	着陸帯等級	滑走路	誘導路	エプロン	照明施設	航行・着陸援助施設	ターミナルビル 国内+国際		駐車場
宮古	沖縄県知事	昭和48年2月27日	2,120m ×300m	C級	2,000m ×45m	460m ×30m	27,500㎡	航空灯火一式	ILS VOR/TAC	9,245㎡	37,600㎡	新ターミナルビル地区供用開始 H9.7月
下地島	〃	昭和54年7月24日	3,120m ×300m	A級	3,000m ×60m	3,880m ×30m	129,200㎡	〃	VOR/DME, ASR/SSR ILS	—	2,390㎡	

資料：土木建築部 空港課

ILS・・・計器着陸装置

ATIS・・・飛行場情報放送業務

VOR・・・超短波全方向性無線標識施設

ASR・・・空港監視レーダー

PAR・・・精密進入レーダー

DME・・・距離測定装置

SSR・・・二次監視レーダー

#### (2) 離島路線別航空輸送実績

平成28年11月1日現在

航空路線	区間距離(km)	機種	所要時間(分)	運航便数	輸送実績							
					旅客(人)				貨物(kg)			
					平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
宮古～東京	2,020	B737 B777	180	2/日	72,044	72,599	76,767	85,197	707,642	631,054	535,593	638,717
宮古～関西	1,530	B737	140	1/日	-	-	-	30,625	-	-	-	32,774
那覇～宮古	352	B737 DHC-8	45	15/日	1,078,601	1,014,718	1,099,224	1,070,548	12,320,146	12,123,264	12,580,327	12,851,220
宮古～石垣	183	B737 DHC-8	35	3/日	62,486	65,293	62,761	70,705	333,855	411,824	423,336	370,846
宮古～多良間	86	DHC-8	20	2/日	32,683	33,777	36,959	36,314	262,798	242,451	222,351	215,786

資料：県内路線については企画部交通政策課、県外路線のうち機種・所要時間・運航便数については文化観光スポーツ部観光振興課、区間距離・旅客実績・貨物実績については地域・離島課作成（国土交通省「航空輸送統計年報（第3表）」より）

(注) ①区間距離、機種、所要時間、運航便数は平成28年11月末現在で表示。

②運航便数の単位は、往復を1とする。

③離島発本土行きは、沖縄を経由する便を含まないものとする。

資料7-2 海上交通

【出典：沖縄県国民保護計画 資料編(平成30年4月)】

(1) 港湾の係留施設状況

ア 重要港湾

平成28年4月1日現在

港名	地区名	施設名	数量 (m)	最大対象船舶 (トン数)
平良	第1ふ頭	岸壁 (-7.5m) 2バース	260	5,000 D/W
		" (-5.5m) 2バース	180	2,000 "
		物揚場 (-4.0m)	257	100 G/T
	第2ふ頭	岸壁 (-7.5m) 1バース	130	5,000 D/W
		" (-6.5m) 1バース	105	5,000 "
		" (-5.0m) 1バース	60	200 G/T
		物揚場 (-4.0m)	285	100 "
	第3ふ頭	—	—	—
	第4ふ頭	岸壁 (-4.5m) 1バース	95	500 D/W
		物揚場 (-4.0m)	65	100 G/T
		浮棧橋 (-4.0m)	45	130 "
	下里船だまり	物揚場 (-2.5m)	395	10 G/T
		船揚場	20	10 "
大浦	物揚場 (-2.5m)	100	10 G/T	
	船揚場	60	10 "	
久松	船揚場	30	10 G/T	
トウリバー	浮棧橋 (-3.0m)	103	20 G/T	
	物揚場 (-3.0m)	100	20 "	
	船揚場	30	20 "	
下崎	岸壁 (-10.0m)	275	12,000 D/W	

G/T(総トン数)・・・船舶の甲板から下の部分の容積と甲板から上の客室、船員用室などの容積を加えた数値を100立方フィートを1トンとして表したトン数。

D/W(重量トン数)・・・貨物を満載状態の排水トン数から貨物を積んでいない時の排水トン数を引いた重量で、積載できる総重量を表す。

イ 地方港湾

港名	地区名	施設名	数量 (m)	最大対象船舶 (トン数)
来間前浜	来間	物揚場 (-2.0m)	71	—
		船揚場 (-2.0m)	40	—
		浮棧橋	1基	19 G/T
	前浜	物揚場 (-2.0m)	106	—
船揚場		50	—	
長山	長山	岸壁 (-5.5m) 2バース	190	2,000 D/W
		" (-4.5m) 1バース	65	500 G/T
		物揚場 (-3.0m)	275	100 "
		" (-2.0m)	75	3 "
	渡口	物揚場 (-2.0m)	88	3 G/T
		船揚場	50	—
		浮棧橋	1基	5 G/T

資料：土木建築部 港湾課

(注) ①物揚場の対象船舶の船型は漁船とする。

②岸壁の対象船舶の船型は旅客船とする。

## (2) 離島航路の現況

平成 29 年 10 月 1 日現在

島名	事業者番号 事業者名	航路番号 航路名 (沖縄第 号)	免許 (許可) 年月日	航路 距離 (km)	片道 所要 時間 (時分)	運航 回数	特記事項	住所 TEL・FAX
多良間	24 (資)多良間海運 代表社員 伊良皆光夫	29 平良～ 多良間	S47. 5. 15	58. 7	2:00	6/週	補地郵自	〒906-0013 宮古島市平良字下里 108-11 TEL0980-72-9209 FAX0980-73-6055

## 使用船舶明細

船名	船質	進水 年月	総トン数 (G/T)	機関		航海 速力 (ノット)	旅客 定員	乗組員	貨物搭載 能力 (トン)	自動車航送能力
				種類	馬力 (PS)					
フェリー-たら まゆう	鋼	H19. 4	457	D	1838×2	17. 2	150	10	200	トラック 7 台 又は乗用車 23 台

資料：沖縄総合事務局運輸部「運輸要覧」（平成29年12月）

注：補は国庫補助、地は地方補助、郵は郵便航送、自は自動車航路である。

資料7-3 陸上交通

【出典：沖縄県国民保護計画 資料編(平成30年4月)】

(1) 一般乗合・一般貸切旅客自動車運送事業一覧表

平成29年3月31日現在

	所在地	代表者	免許 (許可) 年月日	免許 キロ (km)	運行 系統 数	事業用自動車数					従業 員数	
						乗合	貸切	大型	中型	小型		合計
乗合・貸切兼業	(株) 八千代バス・タクシー 宮古島市平良東仲宗根394 TEL (0980) 72-0677/ FAX (0980) 72-4967	砂川能樹	昭30.11.9	23.1	2	4	24	21	1	2	28	33
	宮古協栄バス(資) 宮古島市平良字西里768-2 TEL (0980) 72-2414/ FAX (0980) 72-6296	豊見山健児	昭33.12.20	103.4	7	7	37	35	0	2	44	21
	(資) 共和バス 宮古島市伊良部字長浜1587 TEL (0980) 78-5184/ FAX (0980) 78-5184	新里哲	昭38.5.2	9.4	1	5	5	4	0	1	10	5

資料：沖縄総合事務局運輸部「運輸要覧」(平成29年12月)

(2) 道路

ア 主要地方道

平成27年4月1日現在

管内	NO	路線名	区間		路線認定 (日)	総延長 (m)	実延長 (m)	改良済 延長 (m)	改良率 (%)	舗装済 延長 (m)	舗装率 (%)
			起点	終点							
宮古管内	78	平良城辺線	宮古島市平良字西里	宮古島市城辺字福里	S51.12	14,614	14,605	13,360	91.5	14,415	98.7
	83	保良西里線	宮古島市城辺字保良	宮古島市平良字西里	S58.3	32,305	31,836	31,713	99.6	31,836	100.0
	90	下地島空港佐良浜線	下地島空港	富古島市伊良部字前里添	H6.3	7,226	7,226	7,226	100.0	7,226	100.0

イ 一般県道

平成27年4月1日現在

管内	NO	路線名	区間		路線認定 (日)	総延長 (m)	実延長 (m)	改良済 延長 (m)	改良率 (%)	舗装済 延長 (m)	舗装率 (%)
			起点	終点							
宮古管内	190	平良新里線	宮古島市平良字西里	宮古島市上野字新里	S28.9	13,664	12,741	11,908	93.5	12,741	100.0
	191	与那覇上地線	宮古島市下地字与那覇	宮古島市下地字上地	S51.12	1,175	1,175	484	41.2	1,175	100.0
	192	平良久松港線	宮古島市平良字西里	宮古島市久松港	S28.9	2,783	2,783	2,783	100.0	2,783	100.0
	194	鏡原増原線	宮古島市平良字西里	宮古島市平良字東仲宗根添	S28.9	3,867	3,867	3,867	100.0	3,867	100.0
	195	野原越七原線	富古島市平良字西里	宮古島市平良字下里	S28.9	3,518	3,518	3,268	92.9	3,518	100.0
	197	嘉手苺屋原線	宮古島市下地字嘉手苺	宮古島市上野字上野	S30.8	4,626	4,626	4,626	100.0	4,626	100.0

管内	NO	路線名	区間		路線認定 (日)	総延長 (m)	実延長 (m)	改良済 延長 (m)	改良率 (%)	舗装済 延長 (m)	舗装率 (%)
			起点	終点							
宮古管内	198	根間地与那節線	宮古島市城辺字西里添	宮古島市城辺字西里添	S33.10	4,203	4,203	4,203	100.0	4,203	100.0
	199	福里保良線	宮古島市城辺字福里	宮古島市城辺字保良	S28.9	5,342	5,342	4,890	91.5	5,342	100.0
	200	川満山中線	宮古島市下地字川満	宮古島市平良字下里	S37.7	3,262	3,252	3,072	94.5	3,252	100.0
	201	友利線	宮古島市平良字下里	宮古島市城辺字友利	S28.9	6,335	6,291	6,291	100.0	6,291	100.0
	202	宮国線	宮古島市下地字川満	宮古島市上野字宮国	S28.9	3,956	3,947	3,947	100.0	3,947	100.0
	204	長山港佐良浜港線	宮古島市伊良部字伊良部	宮古島市伊良部字前里添	S47.4	14,395	13,435	13,435	100.0	13,435	100.0
	205	多良間多良間港線	多良間村役場	多良間村多良間港	S28.9	814	814	494	60.7	814	100.0
	230	池間大浦線	宮古島市平良字池間	宮古島市平良字大浦	S60.12	11,825	11,825	11,718	99.1	11,825	100.0
	235	保良上地線	宮古島市城辺字保良	宮古島市下地字上地	H元.10	20,933	19,977	19,944	99.8	19,977	100.0
	243	高野西里線	宮古島市平良字東仲宗根添	宮古島市平良字西里	H6.3	10,641	7,477	7,477	100.0	7,477	100.0
	246	城辺下地線	宮古島市城辺字長間	宮古島市下地字与那覇	H7.4	11,874	1,452	1,452	100.0	1,452	100.0
	252	平良下地島空港線	宮古島市	下地島空港	HI3.3	14,900	6,500	6,500	100.0	6,500	100.0

- (注) ●総延長は、道路法の規定に基づき指定又は認定された路線の全延長である。  
●実延長は、総延長から重用延長、未供用延長及び渡船延長を除いた延長である。  
●路線名及び諸数値については道路施設現況調書（県道路管理課発行）を、また路線の区間については道路管理課資料を参考に作成した。  
●※印の路線に関しては、中部管内と南部管内にまたがっている。  
●※1印の平良下地島空港線については、未供用のため、総延長以外の数字が0となっている。  
●路線数欄の括弧書きは、同一路線が指定区間、指定区間外双方に重複している路線数である。

## 8 避難関係

### 資料8-1 避難施設の一覧

【出典：沖縄県国民保護計画 資料編(平成30年4月)】  
(平成29年4月1日現在)

整理 番号	名 称	所在地	
		郵便番号	町丁目名・番(番地)・号
543	大神島離島振興コミュニティーセンター	906-0001	平良字大神145番地
544	宮古島市立狩俣小学校	906-0002	平良字狩俣1242番地
545	宮古島市立狩俣中学校	906-0002	平良字狩俣4337番地
547	宮古島市立西辺小学校	906-0005	平良字西原1081番地
548	宮古島市立西辺中学校	906-0005	平良字西原1138番地
549	宮古島市立西原地区公民館	906-0005	平良字西原1078番地2
550	宮古島市立北中学校	906-0006	平良字西仲宗根500番地
551	盛加越公園	906-0007	平良字東仲宗根547番地
552	宮古島市立東小学校	906-0007	平良字東仲宗根698番地
553	沖縄県立宮古工業高等学校	906-0007	平良字東仲宗根968番地4
554	大野越公園	906-0011	平良字東仲宗根添1166番地
555	荷川取公園	906-0008	平良字荷川取地内(149、外37筆)
556	成川公民館	906-0008	平良字荷川取1251番地8
557	宮古島市立下崎地区公民館	906-0008	平良字荷川取486番地1
558	荷川取公民館	906-0008	平良字荷川取191番地
560	宮古島市立北小学校	906-0012	平良字西里217番地
561	宮古島市立平良中学校	906-0012	平良字西里724番地
562	沖縄県立宮古高等学校	906-0012	平良字西里718番地1
563	カママ嶺公園	906-0013	平良字下里407番地1
564	沖縄県立宮古総合実業高等学校	906-0013	平良字下里280番地
565	宮古島市立南小学校	906-0013	平良字下里1068番地
566	宮古島市立平良第一小学校	906-0013	平良字下里1141番地
567	宮古島市立鏡原中学校	906-0013	平良字下里3107番地3
568	宮古島市立鏡原小学校	906-0013	平良字下里3107番地2
569	宮古島市平良保健センター	906-0013	平良字下里442番地
570	宮古島市働く女性の家(ゆいみな)	906-0013	平良字下里442番地
571	宮古島市立久松中学校	906-0015	平良字久貝932番地
572	宮古島市立久松小学校	906-0015	平良字久貝933番地
573	宮古島市立久松地区公民館	906-0015	平良字久貝223番地
574	保良農村総合管理センター	906-0101	城辺字保良424番地

整理 番号	名 称	所在地	
		郵便番号	町丁目名・番（番地）・号
575	吉野公民館	906-0101	城辺字保良 8 8 6 番地 2
576	宮古島市立福嶺小学校	906-0102	城辺字新城 4 4 8 番地
577	宮古島市立福嶺中学校	906-0102	城辺字新城 6 3 4 番地
578	皆福農事集会所	906-0102	城辺字新城 2 8 0 番地 1
579	新城公民館	906-0102	城辺字新城 7 4 5 番地 3
580	福里公園	906-0103	城辺字福里 3 5 9 番地 1
581	城辺総合公園	906-0103	城辺字福里 2 4 5 番地 3
582	宮古島市立城辺中学校	906-0103	城辺字福里 6 1 6 番地
583	宮古島市立城辺小学校	906-0103	城辺字福里 8 7 8 番地
584	福中集落センター	906-0103	城辺字福里 1 1 9 6 番地
585	福北集落センター	906-0103	城辺字福里 2 2 1 番地
586	仲原地区農業活動拠点施設	906-0107	城辺字友利 1 5 3 5 番地
587	福東集落センター	906-0103	城辺字福里 1 4 0 3 番地 1
588	福南公民館	906-0103	城辺字福里 8 4 8 番地 2
589	長北集落センター	906-0105	城辺字長間 2 3 2 4 番地 3
590	比嘉地域総合施設	906-0104	城辺字比嘉 5 9 番地
591	長間中区公民館	906-0105	城辺字長間 4 2 番地
592	長南公民館	906-0105	城辺字長間 6 8 9 番地 1
593	吉田地区農業活動拠点施設	906-0106	城辺字西里添 1 2 9 8 番地
594	宮古島市立西城小学校	906-0106	城辺字西里添 1 0 4 8 番地
595	宮古島市立西城中学校	906-0106	城辺字西里添 1 0 8 0 番地
596	西中集落農事集会所	906-0106	城辺字西里添 7 0 9 番地 8
597	西東地区農業活動拠点施設	906-0106	城辺字西里添 1 5 8 番地
598	西西公民館	906-0106	城辺字西里添 1 0 2 1 番地 3
599	友利集落センター	906-0107	城辺字友利 5 4 番地 2
600	加治道農村総合管理センター	906-0107	城辺字比嘉 9 3 6 番地 1
601	宮古島市立砂川中学校	906-0108	城辺字砂川 5 9 9 番地
602	宮古島市立砂川小学校	906-0108	城辺字砂川 6 0 5 番地
603	砂川構造改善センター	906-0108	城辺字砂川 2 1 8 番地
604	砂川最寄集会所	906-0108	城辺字砂川 6 0 6 番地 5
605	上区構造改善センター	906-0109	城辺字下里添 9 0 5 番地
606	宮古島市立上野小学校	906-0201	上野字野原 7 3 4 番地 2
607	野原コミュニティ公園	906-0201	上野字野原 2 9 5 番地 5
608	豊原公民館	906-0201	上野字野原 8 1 4 番地 3



整理 番号	名 称	所在地	
		郵便番号	町丁目名・番（番地）・号
609	野原農民研修所	906-0201	上野字野原1087番地
610	千代田集落場	906-0201	上野字野原434番地
611	宮古島市立上野中学校	906-0202	上野字新里356番地1
612	新里構造改善センター	906-0202	上野字新里46番地2
613	高田農村総合管理施設	906-0202	上野字新里524番地3
614	宮国公民館	906-0203	上野字宮国1241番地3
615	大嶺集落センター	906-0203	上野字宮国1302番地1
616	名嘉山農村総合管理施設	906-0203	上野字宮国1557番地1
-	上野構造改善センター	906-0204	上野字上野390番地2
617	上野公民館	906-0201	上野字野原708番地1
618	ツヌジ公園	906-0303	下地字洲鎌570
619	宮古島市立下地中学校	906-0303	下地字洲鎌250番地
620	宮古島市立下地小学校	906-0303	下地字洲鎌305番地
621	下地公民館	906-0304	下地字上地628番地1
622	宮古島市立来間小学校	906-0306	下地字来間1番地
623	宮古島市立佐良浜小学校	906-0501	伊良部字前里添717番地
624	伊良部カントリーパーク	906-0501	伊良部字前里添946番地
625	沖縄県立伊良部高等学校	906-0501	伊良部字前里添1079番地1
626	宮古島市立佐良浜中学校	906-0502	伊良部字池間添1720番地
627	宮古島市立伊良部中学校	906-0505	伊良部字国仲418番地
628	宮古島市立伊良部小学校	906-0506	伊良部字長浜1401番地